なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、別記の⑾においても申請を受け付ける。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事)」､「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等)」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（経常建設共同企業体)」(以下「申請書」という。)は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送（書留郵便に限る。)により各１部を提出すること。

（建設工事）

①　営業所一覧表

②　業態調書

③　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第９号書式（その３)又は(その３の２)、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３)又は(その３の３)

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

④　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

⑤　申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事区分に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を登録を希望する一の工事区分に合算して申請するときは、工事分割内訳表

⑥　規則第２条第１号に規定する建設業許可申請書の写し

⑦　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し

［注］

⒜　申請者が清掃、除草及び除雪に関する単独工事の一般競争（指名競争）に参加を希望するときは、規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類を提出すること。また、申請者が清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって、建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、④に掲げる書類に代えて、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出すること。この場合において、申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写しを併せて提出すること。

⒝　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。)の審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者(「事業協同組合に係る総合審査数値の算定方法等に関する特例要領について」(昭和50年12月22日付け北開局工第91号）別紙第２条第２項に規定する審査対象者をいう。以下同じ。)の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類､役員名簿、組合員名簿及び共同企業体等調書を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうち一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る５「一般競争（指名競争）参加資格の審査」の（建設工事）⑴①に掲げる項目について記載した書類を提出すること。

⒞　申請者が協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。)又は企業組合（中小企業等協同組合法による企業組合をいう。以下同じ。)の場合は、当該組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類を提出すること。

（測量等）

①　業態調書

②　測量等実績調書

③　技術者経歴書

④　営業所一覧表

⑤　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

⑥　営業に関し、法律上必要とする登録等の証明書の写し

⑦　財務諸表（法人にあっては、５「一般競争（指名競争）参加資格の審査」の（測量等）①に規定する審査基準日の直近１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び注記表。個人にあっては、これらに準ずる書類をいう。）

⑧　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２)、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３）

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

［注］

申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類により、②、③及び⑤に掲げる書類並びに⑦に掲げる書類に代えることができる。

⒜　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⒝　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⒞　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること

②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること

4　有資格者としない者

（建設工事）

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者

③　不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者